

赤磐市公告第20号

赤磐市役所本庁舎等整備事業に係るガス供給事業者選定プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和4年1月26日

赤磐市長 友實 武則

1. 業務名称、業務内容及び履行期間

(1) 業務名称

赤磐市役所本庁舎等整備事業に係るガス供給業務

(2) 業務内容

本業務内容は、次のとおりとし、詳細な内容は、「赤磐市役所本庁舎等整備事業に係るガス供給業務仕様書」により別に定めるものとする。

①ガスの供給計画策定支援業務

②ガス供給業務

(3) 履行期間

原則、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の6か月前までに市又は事業者の一方から別段の意思表示がない場合は、市及び事業者と協議の上、期間を延長することとする。

2. 参加資格

参加資格者は、単体企業で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。

(3) 赤磐市暴力団排除条例(平成23年12月22日条例第18号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員関係者でないこと。

(4) 本手続きへの参加の希望を表明する書類(以下、「参加表明書」という。)の提出期限の日から契約締結の日までの間に、赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱(平成17年赤磐市訓令第40号)及び赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年赤磐市告示第114号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 国税、県税、市区町村税を滞納していないこと。

(6) 赤磐市内でLPガス供給実績を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

- (7)岡山県内に液化石油ガス法に基づく事業所(本店、支店、営業所及び出張所を含む)が存在し、かつ業務主任者が常勤していること。
- (8)緊急時の連絡先を設置し、24時間保安体制(保安要員が常時待機)が確立していること。
- (9)仕様書の要件に対応できること。

3. プロポーザル審査の評価基準

- (1)参加表明書
 - ア 資格要件
 - イ 事業所業務実績
 - ウ 配置予定技術者の資格・業務実績
- (2)技術提案書
 - ア ガス供給計画策定支援
 - イ ガスの供給(通常時・災害時)
 - ウ 保安体制・事故対応
 - エ ガス供給単価

4. 全体スケジュール

内 容	日 程
①プロポーザル実施説明書等の交付	令和4年1月26日(水)～令和4年2月2日(水)
②質問書受付	令和4年1月26日(水)～令和4年1月31日(月)
③質問書に対する回答	令和4年2月1日(火)までに回答
④参加表明書等の提出期限	令和4年2月2日(水)午後5時必着
⑤資格審査結果の通知	令和4年2月3日(木)
⑥技術提案書の受付	令和4年2月3日(木)～令和4年2月18日(金)
⑦プレゼン・ヒアリング審査	令和4年2月22日(火)予定
⑧選定結果の通知	令和4年2月25日(金)予定
⑨契約の締結	令和4年2月下旬

5. 応募の手続き

- (1)説明書等の配布方法

応募者は市のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.akaiwa.lg.jp/>
- (2)参加表明書等の提出期限、提出先及び提出方法
 - ア 提出期限 令和4年2月2日(水)午後5時必着
 - イ 提出先 赤磐市役所財務部管財課(市役所本庁舎2階)
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

(3)技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年2月18日(金)午後5時必着
- イ 提出先 赤磐市役所財務部管財課(市役所本庁舎2階)
- ウ 提出方法 持参すること。

6. 担当部署(事務局)

赤磐市役所財務部管財課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344

TEL(086)955-1539(内線 358) メールアドレス kanzai@city.akaiwa.lg.jp